

第15号議案

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和2年3月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約
文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金十億二千六百七十四万円
- 四 契約の相手方 国光・阿部・小嶋建設共同企業体

構成員（代表者）

東京都文京区本郷三丁目三番十三号ウイーク御茶ノ水ビル五階

国光施設工業株式会社文京支店

支店長 山口信良

構成員

東京都文京区千石四丁目二十九番七号

株式会社阿部電業社

代表取締役 阿部賀永

構成員

東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋幸男

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和六年十一月十五日まで
- 二 支出科目等 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費
- 令和二年度 債務負担行為
- 令和三年度 債務負担行為
- 令和四年度 債務負担行為
- 令和五年度 債務負担行為
- 令和六年度 債務負担行為
- 令和七年度 債務負担行為